令和 7 年 6 月 23 日

評議員及び役員の報酬・費用等に関する規程

社会福祉法人　いなほ会

評議員及び役員の報酬・費用等に関する規程

（目　的）

第１条　この規定は、社会福祉法人いなほ会（以下「いなほ会」という）の評議員及び役員の報酬並びに費用等に関する必要な事項について定めるものである。

（定　義）

第２条　この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 評議員とは、定款第５条にもとづき置かれる者をいう。

(2) 役員とは、理事及び監事をいう。

(3) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事及び監事のうち、いなほ会を主たる勤務先とし、且つ、役員の職務に専任し週３日以上の勤務がある者をいう。

(4) 非常勤役員とは、評議員会で選任された理事及び監事のうち、役員の職務を行うために、不定期に勤務がある者をいう。

(5) 報酬等とは、社会福祉法第 45 条の 35 で定める報酬その他その名称のいかんを問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、費用と明確に区分されるものとする。

(6) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬と明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　いなほ会は、評議員及び役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

２　常勤役員の報酬は月額とする。

３　非常勤役員の報酬は日額とする。

４　評議員並びに常勤役員以外の役員に対しては、評議員会又は理事会への出席に対する対価として定額の報酬を支払うことができる。

５　監事には、監査にかかる職務執行の対価として、報酬を支払うことができる。

６　評議員及び役員（常勤・非常勤役員を含む）に賞与及び退職金は支給しない。

（常勤役員及び非常勤役員の報酬の額の決定）

第４条　常勤役員の報酬の額は、別表１の１「常勤役員の年間報酬総額」に定める金額以内から、評議員会でその勤務形態を勘案し決定する。

２　非常勤役員の報酬の額は、別表１の２「非常勤役員の報酬（日額）」に定める金額とする。

（評議員及び役員の報酬の額の決定）

第５条　評議員並びに常勤役員以外の役員の報酬の額は、別表１の２「評議員及び役員の会議出席に係る報酬」に定める金額とする。

２　監事の報酬の額は、別表１の３「評議員及び役員の会議出席に係る報酬」及び別表１の４「監事の監査に係る報酬」に定める金額とする。

（報酬の支給日と支給方法）

第 6 条　常勤役員及び非常勤役員の報酬は、いなほ会の職員給与規程を準用し、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除し、翌月 10 日に支給する。

2　評議員及び常勤役員以外の役員の会議出席に係る報酬並びに監事の監査に係る報酬は、会議又は監査終了の都度、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除し通貨を以て支給する。

3　１日に連続して開催される評議員会・理事会等の会議に、同職責により複数回出席する場合は、１回当りの報酬を上限とする。

（費　用）

第 7 条　いなほ会は、評議員及び役員（常勤・非常勤役員を含む）がその職務執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2　費用の額は、要した費用の実費証書をもって支給する。

（謝礼金）

第 8 条　評議員並びに常勤役員以外の役員が、講習会、研修会の講師依頼に応じた場合には、次のとおり謝礼金を支給することができる。

（1）　2 時間まで　　20,000 円

（2）　2 時間以上 8 時間迄　　30,000～50,000 円

（支給の制限）

第 9 条　役員がいなほ会の職員を兼務する場合には、この規程の第 3 条第 4 項、第 4 条並びに第 5 条は適用しない。

（公　表）

第 10 条　いなほ会は、この規程を以て社会福祉法第 45 条の 35 に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改　廃）

第 11 条　この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附　則

・この規程は、これ以前の社会福祉法人いなほ会の「役員、評議員の報酬・費用弁償及び謝礼金に関する規程」を廃止し、平成29年4月1日から施行する。

・この規程は平成29年6月22日の定時評議員会終了後から適用する。

・この規程は令和１年6月1日から適用する。

・この規定は令和１年12月1日から適用する。

・この規定は令和２年6月1日から適用する。

・この規定は令和７年6月23日から適用する。

別表１（報酬の支給の基準）

	項　　目	金　　額
1	常勤役員の年間報酬総額（上限）	5,000,000 円
2	非常勤役員の報酬（日額）	30,000 円
3	評議員及び役員の会議出席に係る報酬	20,000 円
4	決議の省略の方法により行われる会議の報酬	5,000 円
5	監事の監査に係る報酬 （事業年度につき）	50,000 円